

第 6 期第 1 回高圧ガス規格委員会

1. 日時：令和 3 年 10 月 6 日（水）14:00～17:00
2. 場所：WEB 開催（Cisco Webex を使用）
3. 議題（公開）：（予定）
 - (1) LP ガスバルク供給基準（工業用等）（KHKS 0501）の見直し検討
 - (2) 高圧ガスの配管に関する基準（KHKS 0801）の見直し検討
 - (3) 可とう管に関する検査基準（KHKS 0803）の見直し検討
 - (4) 保安教育計画の指針及び保安教育の指針の見直し検討
 - (5) 地震防災規程の指針の廃止

注：本委員会は公開とし、一般の方の傍聴が可能となる形で開催いたします。

なお、以下の点にご留意下さい。

オブザーバーとしてご出席を希望される方は、氏名、所属、連絡先（電話番号及び FAX 番号）を明記のうえ、9 月 30 日（木）までに下記連絡先まで、FAX 又は e-mail にてご登録ください。（ご登録頂いた情報は、当委員会の運営（連絡連絡等）のため必要な範囲においてのみ使用いたします。）

また、委員会に出席する全ての方（オブザーバーを含む。）には、委員等倫理心得（次頁参照）の遵守を求めます。オブザーバーとしてご出席を希望される方は、この点ご留意いただきますようお願いいたします。

お問合せ先：高圧ガス保安協会 高圧ガス部
TEL：03-3436-6103 FAX：03-3438-4163
E-mail：hpg@khk.or.jp

委 員 等 倫 理 心 得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

（専門性の保持）

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

（中立性の確保）

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

（秘密保持義務等）

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

（品位の保持）

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。